

大分市商店街活性化事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、いきいきとした賑わいのある商店街と魅力ある街づくりを推進することを目的として商店街活性化事業を実施する市内の商店街団体に対し予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、「商店街団体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号に規定する事業協同組合（商店街をその地区内に有するものに限る。）
- (3) 大分市商店街連合会
- (4) 任意に組織された商店街
- (5) その他市長が特に必要と認めた団体

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の名称、補助対象事業の内容、補助対象経費、補助要件等、補助率及び補助限度額は、第3項から第5項までに特別の定めがあるものを除き、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額（補助対象事業について国又は県から補助金等を受けることができる場合にあっては、当該額から当該補助金等の額を控除した額）に補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は補助限度額のうちいずれか低い額とする。

3 次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 商店街団体以外の団体と共催する事業
- (2) 商店街団体の一部少数の団体のみ利益となると市長が認める事業
- (3) 本市の他の助成を受けて実施する事業
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反する事業
- (5) その他市長が不適当であると認める事業

4 次の各号のいずれかに該当する者が行う事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 本市の市税を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）
- (3) その他市長が不適当であると認める者

5 次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 賞品、景品等の購入に要する経費
- (2) 販売を目的とした物品等の購入に要する経費
- (3) 商店街団体の構成員に係る人件費及び食糧費
- (4) 補助対象事業に伴う会議等の開催に要する経費

- (5) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）（消費税等の免税事業者及び消費税等の簡易課税事業者に係る消費税等（第4条第2項の規定による申請をする場合にあっては、全ての商店街団体が消費税等の免税事業者又は消費税等の簡易課税事業者である場合における消費税等）を除く。）
- (6) その他市長が第1条に規定する目的に適合しないと認める経費

（計画の事前認定）

第3条の2 補助金の交付を受けようとする商店街団体は、当該年度の前年度の3月又は当該年度の4月において、第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受ける前に補助対象事業に着手する必要があるとき（当該補助対象事業を当該年度の4月又は5月に実施するときに限る。）は、大分市商店街活性化事業計画事前認定申請書（様式第1号）に次第第1項各号に掲げる書類を添えて当該年度の前年度の2月1日から3月10日までの間に市長に提出し、その認定を受けなければならない。この場合において、複数の商店街団体が同一の補助対象事業について当該認定の申請をしようとするときは、それらの商店街団体の代表となる商店街団体がその名において当該申請をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その計画を認定し、大分市商店街活性化事業計画事前認定通知書（様式第2号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、前項の規定による計画の認定に当たっては、あらかじめ第15条の規定により設置する大分市商店街活性化事業選考委員会の意見を聴くものとする。

（補助金交付の申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする商店街団体（以下「申請者」という。）は、大分市商店街活性化事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、計画認定者（前条第2項の規定による計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）は、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 事業実施計画書（様式第4号）
 - (2) 収支予算書（様式第5号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 複数の商店街団体が同一の補助対象事業について前項の規定による申請をしようとするときは、それらの商店街団体の代表となる商店街団体がその名において当該申請をするものとする。
 - 3 第1項の規定による申請は、1年度当たり1の補助対象事業ごとに1回に限るものとする。ただし、商店街発行プレミアム付商品券支援事業並びに空き地活用事業及び誘致事業については、この限りでない。
 - 4 前項の場合において、第2項の規定による方法によってなされる第1項の規定による申請については、当該申請に係る複数の商店街団体の各々が当該申請に係る補助対象事業の申請をそれぞれ行ったものとして、回数の計算を行うものとする。

（交付の決定及び通知）

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し大分市商店街活性化事業補助金交付決定通知

書（様式第6号）により通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、あらかじめ大分市商店街活性化事業選考委員会の意見を聴くものとする。ただし、計画認定者については、この限りでない。

（計画変更の申請）

第6条 前条第1項の規定に基づき、補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、大分市商店街活性化事業補助金事業計画変更申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき（補助対象経費の20パーセント以内の増減の場合を除く。）。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、変更を承認し、大分市商店街活性化事業補助金事業変更承認通知書（様式第7号の2）により、当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

- 3 補助事業者は、補助事業が期間内に完了しないときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（決定の取消し等）

第7条 市長は、前条第1項による計画の変更申請を受けたとき、事情の変更により補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がないと認めるとき、又は補助事業を遂行することができなくなったと認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 2 第5条の規定は、前項の規定による決定の取消し等を行った場合に準用する。

（状況報告）

第8条 市長は、補助事業者に対し補助事業の実施状況に関する報告を求めることができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後30日を経過する日又は補助事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、大分市商店街活性化事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 収支を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 10 条 市長は、前条に規定する実施報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大分市商店街活性化事業補助金交付確定通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第 11 条 市長は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助事業の完了前に交付することが適切であると認めるときは、補助金の全部又は一部を事前に概算で交付することができる。この場合市長は、大分市商店街活性化事業補助金概算交付通知書（様式第 12 号）により当該補助金事業者へ通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 12 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の額の確定後においても補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 暴力団関係者であると判明したとき。

（書類の整備）

第 13 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助事業完了後 5 年間これを保管しておかなければならない。

（検 査）

第 14 条 市長は、補助金の適正な交付及び執行を確認するため、補助事業者に対して補助金に係る事業内容、事業実績等について検査することができる。

（大分市商店街活性化事業選考委員会）

第 15 条 第 3 条の 2 第 2 項の規定による計画の認定及び第 5 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定に関し広く市民の意見を聴くため、大分市商店街活性化事業選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第 16 条 委員会は、委員 7 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第17条 参画依頼又は任命の期間は、2年を1期間とする。

- 2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。
- 3 複数の期間につき委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

(委員長)

第18条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第19条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第20条 委員（第16条第2項第3号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(委員会の庶務)

第21条 委員会の庶務は、商工労働観光部商工労政課において処理する。

(委員長に対する委任)

第22条 第15条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

(大分市中心市街地商都復活支援事業対象事業の除外)

- 3 大分市中心市街地商都復活支援事業補助金の交付の対象となる事業については、第3条の規定に

かかわらず、この要綱による補助金は、交付しない。

(参画依頼等の期間の特例)

- 4 この要綱の施行の日以後最初に参画依頼又は任命される委員の最初の参画依頼又は任命の期間は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年5月12日から施行し、改正後の別表の規定は、平成7年度分以後の補助金について適用する。
- 2 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(参画依頼等の期間の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に参画依頼又は任命される委員の最初の参画依頼又は任命の期間は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成24年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市商店街活性化事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成27年4月1日以後の申請に係る補助金について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市商店街活性化事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市商店街活性化事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市商店街活性化事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の 2 第 1 項の改正規定は、同年 3 月 28 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市商店街活性化事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市商店街活性化事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市商店街活性化事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。